

## 「イノベーション創出強化研究推進事業」審査実施要領

### 第 1 趣 旨

「イノベーション創出強化研究推進事業」の実施機関の選定に当たっては、「イノベーション創出強化研究推進事業に係る運営管理委員会設置要領（平成 30 年 2 月 1 日付け 29 農会第 811 号農林水産技術会議事務局長通知。以下「設置要領」という。）、基礎的委託研究事業実施規程（平成 15 年 10 月 1 日付け 15 規程第 73 号。以下「実施規程」という。）及び本要領に定めるところにより、審査を実施する。

### 第 2 評議委員会の設置

- 1 イノベーション創出強化研究推進事業の実施機関の選定に係る審査を実施するため、「基礎的委託研究評議委員会運営規則（平成 15 年 10 月 1 日付 15 規則第 45 号。以下「運営規則」という。）」の第 6 条に基づき、評議委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- 2 委員会は、次の条件を満たす者のうち、国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センター所長（以下「生研支援センター所長」という。）が、評議委員（以下「委員」という。）として委嘱した外部専門家及び行政関係者（地域農林水産業への成果の普及等を図る観点から地方出先機関の役職員を含む。）等により構成するものとする。
  - (1) 設置要領第 2 の農林水産省に設置される運営管理委員会（以下「運営管理委員会」という。）が指名した者であること。
  - (2) 審査に係る研究について十分な学識と評価能力を有し、公正かつ中立な立場から審査を行うことができる者であること。
  - (3) その氏名、所属、研究論文等の実績及び主な経歴並びにその者が行う審査結果の公表について、あらかじめ同意することができる者であること。
- 3 委員会は、研究ステージごと（基礎研究ステージ、応用研究ステージ、開発研究ステージ）、審査段階ごと（1 次（書面）審査、2 次（面接）審査）に外部専門家・外部有識者及び農林水産省職員により構成するものとし、それぞれの審査体制は以下のとおりとする。
  - (1) 1 次（書面）審査の委員の構成
    - ア 基礎研究ステージ

- 提案された課題の研究分野の外部専門家（科学的視点からの審査）。  
農林水産省職員（行政的視点からの審査）
- イ 応用研究ステージ  
提案された課題の研究分野の外部専門家（科学的視点からの審査）。  
農林水産省職員（行政的視点からの審査）
- ウ 開発研究ステージ  
提案された課題の研究分野の外部専門家（科学的視点からの審査）。  
農林水産省職員（行政的視点からの審査）
- (2) 2次（面接）審査の委員の構成
- ア 基礎研究ステージ  
提案された課題の研究分野以外に、医学や工学等の異分野の専門家を含む外部専門家（科学的視点からの審査）。  
農林水産省職員（行政的視点からの審査）
- イ 応用研究ステージ  
提案された課題の研究分野以外に、医学や工学等の異分野の専門家を含む外部専門家（科学的視点からの審査）。  
農林水産省職員（行政的視点からの審査）
- ウ 開発研究ステージ  
農林水産業・食品産業、普及、マーケティングなど、農林水産関係の外部専門家（技術・普及・実用化の視点からの審査）。  
地方農政局等職員を含む農林水産省職員（行政的視点及び地域貢献の視点からの審査）
- 4 公正で透明な審査を行う観点から、委員は運営規則第6条第6項により、委員を委嘱している期間に公募する本事業への提案に参加することができない。また、審査対象となる提案書の研究課題提案者と利害関係を有する者は、当該利害関係を有する提案書の審査には参加できない。  
利害関係を有する場合とは、委員が次の（1）から（7）のいずれかに該当する場合とする。
- (1) 当該提案書の中で研究課題担当者となっている場合。
- (2) 当該提案書の研究課題担当者と、同一の民間企業又は大学、国立研究開発法人等の研究機関において同一の部署（学科、研究領域等）に所属する場合。
- (3) 当該提案書の研究課題担当者と親族関係にある場合。
- (4) 当該提案書の研究課題担当者と直接的な競争関係にある場合。
- (5) 当該提案書の研究課題担当者と緊密な共同研究を行う関係にある場合。
- (6) 当該提案書の研究課題担当者と密接な師弟関係又は直接的な雇用関係にある場合。
- (7) その他、生研支援センター所長が公正な判断を行うに適當ではないと判断した場合。
- 5 審査対象となる提案につき利害関係を有する委員は、審査の実施前までに必ず

生研支援センター所長にその旨を通知するものとする。

- 6 委員会の議事は、委員の中から互選された委員長が、国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センター（以下、「生研支援センター」という。）及び農林水産省農林水産技術会議事務局の補佐を得て、これを主宰するものとする。

委員長は、委員の中から委員長代理を指名し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理するものとする。

- 7 委員は、審査により知り得た情報について、生研支援センター所長が認める場合を除き、外部に漏らし、又は自身の研究若しくは業務に利用してはならない。委員の職を退いた後も、同様とする。

### 第3 審査方法の概要、委託予定先の報告等

- 1 審査は、1次（書面）審査及び2次（面接）審査の2段階で行うものとする。
- 2 1次（書面）審査に当たっては、第2の3の（1）に定めた委員が応募書類に基づいて書面審査を行うものとする。委員は、書面審査に当たり、基礎研究ステージにおいては別紙1、応用研究ステージにおいては別紙2、開発研究ステージにおいては別紙3の審査基準に基づいて、提案書ごとに採点を行い、項目ごとの各委員の平均点の合計を提案書の評点とする。なお、科学的ポイントは提案された課題の研究分野の外部専門家、行政的ポイントは農林水産省職員が審査を行うものとする。
- 3 生研支援センター所長は、実施規程第8条第3項の規定に基づき、1次（書面）審査の結果を運営管理委員会に諮るものとする。
- 4 生研支援センター所長は、設置要領第3の5に基づく運営管理委員会からの通知において2次（面接）審査対象に選定された提案書について、応募者（研究グループによる応募の場合は代表機関をいう。以下同じ。）が提案書を説明する2次（面接）審査を行うものとする。
- 5 2次（面接）審査に当たっては、第2の3の（2）に定めた委員が研究ステージごとに行う。なお、第2の4により提案書の審査に加わらない委員及びやむを得ない理由により提案書の審査に加わらない委員を除き、全委員の過半を超える委員が出席するものとする。

また、生研支援センター所長又は委員長が必要と認めた場合には、委員以外の外部専門家等から意見を聴取することができるものとする。
- 6 委員は、2次（面接）審査に当たり、基礎研究ステージにおいては別紙4、応用研究ステージにおいては別紙5、開発研究ステージにおいては別紙6の審査基

準に基づいて、提案書ごとに採点を行い、項目ごとの各委員の平均点の合計を提案書の評点とする。なお、科学的ポイントは外部専門家、行政的ポイントは農林水産省職員が審査を行うものとする。

- 7 2次（面接）審査に際して、委員長は、提案書の審査結果について、委員と意見交換を行うとともに、この意見交換の際に各委員の審査結果について確認し、必要に応じて委員から採点結果の基となった判断の理由を確認できる。なお、特定の委員の審査結果が他の多数の委員の審査結果と大きく異なるものである場合には、委員長は、当該審査結果に係る委員からその審査結果の基となった判断の理由を必ず確認しなければならない。
- 8 委員長は、7により行った確認の結果、当該審査結果に係る委員の判断の変動が大きいと判断した場合には、最高点数及び最低点数の採点を除いた委員の審査結果の平均を採用することができる。
- 9 複数の提案書が同一の得点を得ている場合、委員会での審議の上、提案書の優先度を決定して、より優先度の高い提案書を上の順位とする。  
ただし、賛否が同数であるなど審議で議決できない場合には委員長が順位を決定する。
- 10 2次（面接）審査の結果は、委員長が生研支援センター所長に報告するものとする。  
委員長は、委員会での意見交換に際し、応募者が本事業を実施することとなったときに、事業の実施に当たって留意すべき事項が提起された場合には、当該事項を生研支援センター所長に報告する。
- 11 委員長は、いずれの提案書も委託予定先として選定されなかった場合には、当該提案書に対する評価及び本委託事業の設計、公募方法等に対する委員の意見を取りまとめ生研支援センター所長に報告するものとする。

#### 第4 緊急対応を要する研究課題に係る審査

緊急対応を要する研究課題に係る審査については、開発研究ステージの委員が同方法に準じて別紙7の審査基準により実施するものとするが、必要に応じて、2次（面接）審査を省略できるものとする。

#### 第5 次の研究ステージへの移行に係る審査

「イノベーション創出強化研究推進事業実施要領（平成30年6月29日付け30生セ第0329004号）」Ⅱの2の（4）に定める次の研究ステージへの移行に係る審査（以下、「移行審査」という。）に関する事項については、以下のとおりとする。

- 1 生研支援センター所長は、「イノベーション創出強化研究推進事業評価実施要領（平成30年10月25日付け30生セ第0725001号）」第3の4の（3）のイに基づ

- き選定された研究課題について、面接審査を行うものとする。
- 2 移行審査の対象となった研究課題の研究統括者は、あらかじめ次の研究ステージの研究計画書を作成し、生研支援センターに提出するものとする。
  - 3 面接審査については、第3の5から11に基づき2次（面接）審査の各研究ステージの審査を行うものとする。
  - 4 移行審査の対象課題のうち採択されなかった課題については、研究終了年度の次年度の実施機関の選定にあたり、第3の2の1次（書面）審査を免除し、設置要領第3の5に基づく運営管理委員会からの通知に基づき2次（面接）審査対象とすることができる。

#### 第6 委託予定先の決定方法

- 1 生研支援センター所長は、実施規程第8条第3項の規定に基づき、第3の9又は第4の審査結果を運営管理委員会に諮るものとする。
- 2 生研支援センター所長は、設置要領第3の5に基づく運営管理委員会からの通知において採択された研究課題について、委託予定先を決定する。採択された結果は、提案者に通知するとともに、委託予定先となる提案者名をウェブサイトにおいて公表するものとする。

#### 第7 その他

- 1 本要領に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項については、委員長が委員に諮って定めるものとする。
- 2 審査の実施に関する庶務は、生研支援センターが行うものとする。

##### 附 則

この規則は、平成30年5月28日から実施する。

##### 附 則

この改正は、平成30年6月1日から施行する。

##### 附 則

この改正は、平成30年10月25日から施行する。

##### 附 則

この改正は、平成31年1月11日から施行する。

##### 附 則

この改正は、令和元年12月25日から施行する。

## 【項目 1：科学的ポイント】

審査項目	審査の視点	審査基準
新規性・先導性・優位性	<p>現行の技術水準や関連分野の研究開発状況を踏まえて、研究内容に科学的意義に対する新規性・独創性があること。</p> <p>また、技術水準が高く類似する研究成果が他方にも存在する場合、先導性・優位性を持つ研究であること。</p>	<p>A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
目標の明確性・達成可能性	<p>目標達成に向けた課題設定が適切で、明確にされていること。</p> <p>研究終了時まで目標の達成が可能であること。</p>	<p>A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
実用化・事業化への発展可能性	<p>研究成果により想定される実用化・事業化の道筋やビジネスモデルが具体的かつ明確であり、実用化・事業化に繋がる可能性が高いこと。</p>	<p>A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
研究計画に対するコストの妥当性	<p>提案内容の予算配分が効率的なものとなっていること。</p> <p>費用対効果の面から研究コストが適切な水準であること。</p> <p>不要な経費（特に人件費、設備備品費や役務費）の計上がないこと。</p>	<p>A：妥当 B：概ね妥当 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：妥当でない</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
研究計画の妥当性	<p>年度毎の研究計画及び目標等は具体的で実現可能であること。</p> <p>各研究項目の研究実施期間が適切であり、項目間のつながりが明確であること。</p>	<p>A：妥当 B：概ね妥当 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：妥当でない</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
研究実施体制	<p>参画機関数や連携が適切であり、また、参画機関の能力に応じた役割分担が適切に行われていること。</p> <p>また、研究代表者や参画研究者のこれまでの業績等から見た、研究遂行能力が適切であること。</p>	<p>A：適切 B：概ね適切 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：適切でない</p> <p>の5段階で評価を行う</p>

農林水産業・食品産業や社会・経済への貢献	農林水産業・食品産業における技術上の諸課題の解決や革新的技術の開発につながる技術シーズを開発する研究であり、社会や経済に貢献できること。	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い の5段階で評価を行う
----------------------	----------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------

(注) 「新規性・先導性・優位性」については、Aは20点、Bは16点、Cは12点、Dは8点、Eは4点とし、その他の審査項目については、Aは10点、Bは8点、Cは6点、Dは4点、Eは2点とし、80点満点で評価点を算出する。

【項目2：行政的ポイント】

審査項目	審査の視点	審査基準
行政的な必要性	「食料・農業・農村基本計画」、「農林水産業・地域の活力創造プラン」、「農業競争力強化プログラム」等を考慮し、行政的にみて、重要性、将来性の観点から必要性があること。 「科学技術基本計画」や「統合イノベーション戦略」、「農林水産研究基本計画」等、国の科学技術政策との整合性があること。	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い の5段階で評価を行う
農林水産業・食品産業への貢献	行政的にみて、研究成果が活用され普及・実用化されることにより、農林水産業・食品産業への貢献が期待できること。 技術的な課題解決や新たな事業の創出につながる成果を生み出すことが期待されること。	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い の5段階で評価を行う

(注) Aは10点、Bは8点、Cは6点、Dは4点、Eは2点とし、20点満点で評価点を算出する。

【加算ポイント1：参画機関における知的財産への取組】

加算の視点	基準
以下の点について確認 (1) 各参画機関における知的財産方針等の知的財産の管理に関する方針の有無 (2) 各参画機関における知的財産部門や担当者等の管理体制の有無	知的財産の管理等について、 A：整備できている B：一部未整備である C：未整備である の3段階で確認を行う

(注) Aは5点、Bは3点、Cは0点を加算する。

また、B又はC評価の研究課題が採択候補研究課題となった場合は、全ての参画機関(普及・実用化のみを実施する機関は除く。)が少なくとも知的財産の管理体制が整備されたことを確認した上で、委託契約を締結することとする。

【加算ポイント2：「知」の集積と活用場の研究開発プラットフォームの活動実績】

加算の視点	基準
<p>「知」の集積と活用場の研究開発プラットフォームからの研究課題提案については、「知」の集積と活用場の趣旨に沿った活動状況に関する、以下の点について確認</p> <p>(1) 「知」の集積と活用場の産学官連携協議会主催イベントへの参加状況</p> <p>(2) 研究開発プラットフォーム主催イベント等の実施状況</p>	<p>A：高い</p> <p>B：標準的である</p> <p>C：低い</p> <p>の3段階で確認を行う</p>

(注) Aは10点、Bは5点、Cは1点を加算する。

【加算ポイント3：その他】

加算の視点	基準
<p>平成28年度補正予算「革新的技術開発・緊急展開事業」のうち「研究ネットワーク形成事業」で採択された研究ネットワークから立ち上げられた研究グループが、研究ネットワークの中核となる拠点機関の了解を得て応募した提案</p>	<p>該当する場合は、5点を加算する。</p> <p>ただし、加算ポイント2との重複加算は行わない。</p>
<p>・若手研究者からの提案</p> <p>研究グループに参画する研究統括者及び研究分担者の全てが令和2年4月1日時点において、以下の(1)又は(2)のいずれかの条件を満たす研究者であること。</p> <p>(1) 39歳以下の研究者</p> <p>(2) 42歳以下の研究者であって、出産・育児・社会人経験等、研究に従事していない期間を提案書に記載し、研究に従事していない期間を差し引くと、39歳以下となること</p>	<p>該当する場合は、5点を加算する。</p>



- (1) 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成 22 年法律第 67 号。六次産業化・地産地消法。）における認定を受けた又は認定を受けることを前提とした「研究開発・成果利用事業計画」に基づき策定された研究課題
- (2) 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成 20 年法律第 38 号。農商工等連携促進法。）において認定を受けた又は認定を受けることを前提とした「農商工連携等事業計画」に基づき策定された研究課題
- (3) 地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）において認定を受けた又は認定を受けることを前提とした「地域再生計画」において本事業に対する支援措置要望の記載がある研究課題
- (4) 「グローバル・フードバリューチェーン戦略」（平成 26 年 6 月 6 日策定）への貢献を目的として、多国間や他国の研究機関との間で、締結又は締結見込みである研究開発に係る MOC (Memorandum of Cooperation: 協力覚書) や Workplan (研究計画) に基づく研究課題
- (5) 総合特別区域計画法（平成 23 年法律第 81 号）に基づき、先駆的取組を行う実現可能性の高い地域に国と地域の政策資源を集中し、オーダーメイドで総合的に支援する地域として認定を受けた「総合特別区域計画」に基づく研究課題
- (6) 文部科学省、経済産業省、農林水産省及び総務省が、地域イノベーションの創出に向けた主体的かつ優れた構想を持つ地域を共同で選定した地域イノベーション戦略推進地域から提案された研究課題
- (7) 「地域活性化の推進に関する関係閣僚等会合に基づき、地域が直面している「超高齢化・人口減少社会における持続可能な都市・地域の形成」及び「地域産業の成長・雇用の維持創出」の施策テーマの成功事例（モデルケース）として選定された地域活性化プラットフォームのモデルケースから提案された研究課題

いずれかの施策、計画等に沿って提案された研究課題に該当する場合は、5 点を加算する。

・輸出促進に資する提案

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の制定を受け、海外市場を目指して社会実装するための研究開発を行う提案

・現場ニーズに合致した大学等の研究成果を活用した民間企業からの提案

民間企業等が研究代表機関となり、大学や国立研究開発法人等の研究成果（知的財産等）を活用して、大学発ベンチャーを含む民間企業主導で実用化、商品化等に向けた研究開発を行う提案

- ・農福連携等の推進に資する提案  
「農福連携等推進ビジョン」に関係し、障がい者を雇用する生産現場等の技術開発を実施する提案

## 【項目1：科学的ポイント】

審査項目	審査の視点	審査基準
新規性・先導性・優位性	<p>現行の技術水準や関連分野の研究開発状況を踏まえて、研究内容に科学的意義に対する新規性・独創性があること。</p> <p>また、技術水準が高く類似する研究成果が他方にも存在する場合、先導性・優位性を持つ研究であること。</p>	<p>A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
目標の明確性・達成可能性	<p>目標達成に向けた課題設定が適切で、明確にされていること。</p> <p>研究終了時まで目標の達成が可能であること。</p>	<p>A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
実用化・事業化への発展可能性	<p>研究成果により想定される実用化・事業化の道筋やビジネスモデルが具体的かつ明確であり、実用化・事業化に繋がる可能性が高いこと。</p>	<p>A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
研究計画に対するコストの妥当性	<p>提案内容の予算配分が効率的なものとなっていること。</p> <p>費用対効果の面から研究コストが適切な水準であること。</p> <p>不要な経費（特に人件費、設備備品費や役務費）の計上がないこと。</p>	<p>A：妥当 B：概ね妥当 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：妥当でない</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
研究計画の妥当性	<p>年度毎の研究計画及び目標等は具体的で実現可能であること。</p> <p>各研究項目の研究実施期間が適切であり、項目間のつながりが明確であること。</p>	<p>A：妥当 B：概ね妥当 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：妥当でない</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
研究実施体制	<p>参画機関数や連携が適切であり、また、参画機関の能力に応じた役割分担が適切に行われていること。</p> <p>また、研究総括者や参画研究者のこれまでの業績等から見た、研究遂行能力が適切であること。</p>	<p>A：適切 B：概ね適切 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：適切でない</p> <p>の5段階で評価を行う</p>

農林水産業・食品産業や社会・経済への貢献	農林水産業・食品産業における諸課題の解決や、新たな事業の創出につながる成果を生み出し、そのことを通じて社会や経済に貢献できること。	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い の5段階で評価を行う
----------------------	-------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------

(注) Aは10点、Bは8点、Cは6点、Dは4点、Eは2点とし、70点満点で評価点を算出する。

【項目2：行政的ポイント】

審査項目	審査の視点	審査基準
行政的な必要性	「食料・農業・農村基本計画」、「農林水産業・地域の活力創造プラン」、「農業競争力強化プログラム」等を考慮し、行政的にみて、重要性、発展性の観点から必要性があること。 「科学技術基本計画」、「統合イノベーション戦略」、「農林水産研究基本計画」等、国の科学技術施策との整合性があること。	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い の5段階で評価を行う
農林水産業・食品産業への貢献	行政的にみて、研究成果が活用され普及・実用化されることにより、農林水産業・食品産業への貢献が期待できること。 技術的な課題解決や新たな事業や市場の創出につながる成果を生み出すことが期待されること。	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い の5段階で評価を行う

(注) 「行政的な必要性」については、Aは20点、Bは16点、Cは12点、Dは8点、Eは4点とし、その他の審査項目については、Aは10点、Bは8点、Cは6点、Dは4点、Eは2点とし、30点満点で評価点を算出する。

【加算ポイント1：参画機関における知的財産への取組】

加算の視点	基準
以下の点について確認 (1) 各参画機関における知的財産方針等の知的財産の管理に関する方針の有無 (2) 各参画機関における知的財産部門や担当者等の管理体制の有無	知的財産の管理等について、 A：整備できている B：一部未整備である C：未整備である の3段階で確認を行う

(注) Aは5点、Bは3点、Cは0点を加算する。

また、B又はC評価の研究課題が採択候補研究課題となった場合は、全ての参画機関(普及・実用化のみを実施する機関は除く。)が少なくとも知的財産の管理体制が整備されたことを確認した上で、委託契約を締結することとする。

【加算ポイント2：「知」の集積と活用場の研究開発プラットフォームの活動実績】

加算の視点	基準
<p>「知」の集積と活用場の研究開発プラットフォームからの研究課題提案については、「知」の集積と活用場の趣旨に沿った活動実績に関する、以下の点について確認</p> <p>(1) 「知」の集積と活用場の産学官連携協議会主催イベントへの参加状況</p> <p>(2) 研究開発プラットフォーム主催イベント等の実施状況</p>	<p>A：高い</p> <p>B：標準的である</p> <p>C：低い</p> <p>の3段階で確認を行う</p>

(注) Aは10点、Bは5点、Cは1点を加算する。

【加算ポイント3：その他】

加算の視点	基準
<p>平成28年度補正予算「革新的技術開発・緊急展開事業」のうち「研究ネットワーク形成事業」で採択された研究ネットワークから立ち上げられた研究グループが、研究ネットワークの中核となる拠点機関の了解を得て応募した提案</p>	<p>該当する場合は、5点を加算する。</p> <p>ただし、加算ポイント2との重複加算は行わない。</p>
<p>・若手研究者からの提案</p> <p>研究グループに参画する研究統括者及び研究分担者の全てが令和2年4月1日時点において、以下の(1)又は(2)のいずれかの条件を満たす研究者であること。</p> <p>(1) 39歳以下の研究者</p> <p>(2) 42歳以下の研究者であって、出産・育児・社会人経験等、研究に従事していない期間を提案書に記載し、研究に従事していない期間を差し引くと、39歳以下となること</p>	<p>該当する場合は、5点を加算する。</p>
<p>民間企業等が参画して製品化・事業化に繋がる提案（マッチングファンド方式の適用）</p>	<p>該当する場合は、5点を加算する。</p>

<p>(1) 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成 22 年法律第 67 号。六次産業化・地産地消法。）における認定を受けた又は認定を受けることを前提とした「研究開発・成果利用事業計画」に基づき策定された研究課題</p> <p>(2) 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成 20 年法律第 38 号。農商工等連携促進法。）において認定を受けた又は認定を受けることを前提とした「農商工連携等事業計画」に基づき策定された研究課題</p> <p>(3) 地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）において認定を受けた又は認定を受けることを前提とした「地域再生計画」において本事業に対する支援措置要望の記載がある研究課題</p> <p>(4) 「グローバル・フードバリューチェーン戦略」（平成 26 年 6 月 6 日策定）への貢献を目的として、多国間や他国の研究機関との間で、締結又は締結見込みである研究開発に係る MOC (Memorandum of Cooperation: 協力覚書) や Workplan (研究計画) に基づく研究課題</p> <p>(5) 総合特別区域計画法（平成 23 年法律第 81 号）に基づき、先駆的取組を行う実現可能性の高い地域に国と地域の政策資源を集中し、オーダーメイドで総合的に支援する地域として認定を受けた「総合特別区域計画」に基づく研究課題</p> <p>(6) 文部科学省、経済産業省、農林水産省及び総務省が、地域イノベーションの創出に向けた主体的かつ優れた構想を持つ地域を共同で選定した地域イノベーション戦略推進地域から提案された研究課題</p> <p>(7) 「地域活性化の推進に関する関係閣僚等会合に基づき、地域が直面している「超高齢化・人口減少社会における持続可能な都市・地域の形成」及び「地域産業の成長・雇用の維持創出」の施策テーマの成功事例（モデルケース）として選定された地域活性化プラットフォームのモデルケースから提案された研究課題</p>	<p>いずれかの施策、計画等に沿って提案された研究課題に該当する場合は、5 点を加算する。</p>
<p>・ 輸出促進に資する提案 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の制定を受け、海外市場を目指して社会実装するための研究開発を行う提案</p>	
<p>・ 現場ニーズに合致した大学等の研究成果を活用した民間企業からの提案 民間企業等が研究代表機関となり、大学や国立研究開発法人等の研究成果（知的財産等）を活用して、大学発ベンチャーを含む民間企業主導で実用化、商品化等に向けた研究開発を行う提案</p>	

- ・農福連携等の推進に資する提案  
「農福連携等推進ビジョン」に関係し、障がい者を雇用する生産現場等の技術開発を実施する提案

## 【項目 1：科学的ポイント 審査基準】

審査項目	審査の視点	審査基準
新規性・先導性・優位性	<p>現行の技術水準や関連分野の研究開発状況を踏まえて、研究内容に科学的意義に対する新規性・独創性があること。</p> <p>また、技術水準が高く類似する研究成果が他方にも存在する場合、先導性・優位性を持つ研究であること。</p>	<p>A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
目標の明確性・達成可能性	<p>目標達成に向けた課題設定が適切で、明確にされていること。</p> <p>研究終了時まで目標の達成が可能であること。</p>	<p>A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
実用化・事業化の実現可能性	<p>研究成果が創出された後の実用化・事業化の道筋やビジネスモデルが具体的かつ明確であり、実用化・事業化の実現性が高いこと。</p>	<p>A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
研究計画及び研究計画に対するコストの妥当性	<p>既存の研究成果が有効に活用されており、目的に対する研究方法が的確であるとともに研究実施期間が適切であること。</p> <p>費用対効果の面から研究コストが適切な水準であること。</p> <p>不要な経費（特に人件費、設備備品費や役務費）の計上がないこと。</p>	<p>A：妥当 B：概ね妥当 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：妥当でない</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
研究実施体制	<p>参画機関数や連携が適切であり、また、参画機関の能力に応じた役割分担が適切に行われていること。</p> <p>また、研究総括者や参画研究者のこれまでの業績等から見た、研究遂行能力が適切であること。</p>	<p>A：適切 B：概ね適切 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：適切でない</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
農林水産業・食品産業や社会	<p>農林水産業・食品産業における諸課題の解決や、研究成果が普及した場合の生産者の所得向上等の</p>	<p>A：高い B：やや高い</p>



経済への貢献	効果が具体的で、社会・経済へのインパクトが高いこと。	C：標準的である D：やや低い E：低い の5段階で評価を行う
--------	----------------------------	------------------------------------------

(注) Aは10点、Bは8点、Cは6点、Dは4点、Eは2点とし、60点満点で評価点を算出する。

【項目2：行政的ポイント】

審査項目	審査の視点	審査基準
行政的な必要性	「食料・農業・農村基本計画」、「農林水産業・地域の活力創造プラン」、「農業競争力強化プログラム」等を考慮し、行政的にみて、重要性の観点から必要性があること。 「科学技術基本計画」、「統合イノベーション戦略」、「農林水産研究基本計画」等、国の科学技術施策との整合性があること。	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い の5段階で評価を行う
生産現場等からの必要性	研究成果が農林水産・食品分野の生産現場、実需者等からのニーズがあること。	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い の5段階で評価を行う
農林水産業・食品産業への貢献	行政的にみて、研究成果が活用され普及・実用化されることにより、農林水産業・食品産業への貢献が期待できること。 技術的な課題解決や新たな事業や市場の創出につながる成果を生み出すことが期待されること。	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い の5段階で評価を行う

(注) 「行政的な必要性」及び「生産現場等からの必要性」については、Aは20点、Bは16点、Cは12点、Dは8点、Eは4点とし、その他の審査項目については、Aは10点、Bは8点、Cは6点、Dは4点、Eは2点とし、50点満点で評価点を算出する。

【加算ポイント1：参画機関における知的財産への取組】

加算の視点	基準
以下の点について確認 (1)各参画機関における知的財産方針等の知的財産の管理に関する方針の有無 (2)各参画機関における知的財産部門や担当者等の管理体制の有無	知的財産の管理等について、 A：整備できている B：一部未整備である C：未整備である の3段階で確認を行う

(注) Aは5点、Bは3点、Cは0点を加算する。

また、B又はC評価の研究課題が採択候補研究課題となった場合は、全ての参画機関(普及・実用化のみを実施する機関は除く。)が少なくとも知的財産の管理体制が整備されたことを確認した上で、委託契約を締結することとする。

【加算ポイント2：「知」の集積と活用場の研究開発プラットフォームの活動実績】

加算の視点	基準
<p>「知」の集積と活用場の研究開発プラットフォームからの研究課題提案については、「知」の集積と活用場の趣旨に沿った活動実績に関する、以下の点について確認</p> <p>(1) 「知」の集積と活用場の産学官連携協議会主催イベントへの参加状況</p> <p>(2) 研究開発プラットフォーム主催イベント等の実施状況</p>	<p>A：高い</p> <p>B：標準的である</p> <p>C：低い</p> <p>の3段階で確認を行う</p>

(注) Aは10点、Bは5点、Cは1点を加算する。

【加算ポイント3：その他】

加算の視点	基準
<p>平成28年度補正予算「革新的技術開発・緊急展開事業」のうち「研究ネットワーク形成事業」で採択された研究ネットワークから立ち上げられた研究グループが、研究ネットワークの中核となる拠点機関の了解を得て応募した提案</p>	<p>該当する場合は、5点を加算する。</p> <p>ただし、加算ポイント2との重複加算行わない。</p>
<p>・若手研究者からの提案</p> <p>研究グループに参画する研究統括者及び研究分担者の全てが令和2年4月1日時点において、以下の(1)又は(2)のいずれかの条件を満たす研究者であること。</p> <p>(1) 39歳以下の研究者</p> <p>(2) 42歳以下の研究者であって、出産・育児・社会人経験等、研究に従事していない期間を提案書に記載し、研究に従事していない期間を差し引くと、39歳以下となること</p>	<p>該当する場合は、5点を加算する。</p>
<p>民間企業等が参画して製品化・事業化を行う研究提案(マッチングファンド方式の適用)</p>	<p>該当する場合は、企業負担額の合計に応じて以下のとおり加算する。</p> <p>①500万円以上：5点</p> <p>②1,000万円以上：10点</p>
<p>「行政施策推進上、解決を早急に図る必要性の高い重点課題」</p> <p>①スマート農業の実現に向け、先端技術を活用することにより農業の生産性向上、農産物の品質向上及び流通合理化に資する技術開発を行う研究提案</p> <p>②地域(中山間地域)や品目(露地野菜、果樹)ごとの空白領域に対応したスマート農業の実現に資する研究課題</p>	<p>①は3点、②は2点とし、該当する場合は、以下のとおり最大5点を加算する。</p> <p>①のみに該当=3点</p> <p>①+②に該当=5点</p>

- (1) 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成 22 年法律第 67 号。六次産業化・地産地消法。）における認定を受けた又は認定を受けることを前提とした「研究開発・成果利用事業計画」に基づき策定された研究課題
- (2) 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成 20 年法律第 38 号。農商工等連携促進法。）において認定を受けた又は認定を受けることを前提とした「農商工連携等事業計画」に基づき策定された研究課題
- (3) 地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）において認定を受けた又は認定を受けることを前提とした「地域再生計画」において本事業に対する支援措置要望の記載がある研究課題
- (4) 「グローバル・フードバリューチェーン戦略」（平成 26 年 6 月 6 日策定）への貢献を目的として、多国間や他国の研究機関との間で、締結又は締結見込みである研究開発に係る MOC（Memorandum of Cooperation：協力覚書）や Workplan（研究計画）に基づく研究課題
- (5) 総合特別区域計画法（平成 23 年法律第 81 号）に基づき、先駆的取組を行う実現可能性の高い地域に国と地域の政策資源を集中し、オーダーメイドで総合的に支援する地域として認定を受けた「総合特別区域計画」に基づく研究課題
- (6) 文部科学省、経済産業省、農林水産省及び総務省が、地域イノベーションの創出に向けた主体的かつ優れた構想を持つ地域を共同で選定した地域イノベーション戦略推進地域から提案された研究課題
- (7) 「地域活性化の推進に関する関係閣僚等会合に基づき、地域が直面している「超高齢化・人口減少社会における持続可能な都市・地域の形成」及び「地域産業の成長・雇用の維持創出」の施策テーマの成功事例（モデルケース）として選定された地域活性化プラットフォームのモデルケースから提案された研究課題

いずれかの施策、計画等に沿って提案された研究課題に該当する場合は、5点を加算する。

また、「行政施策推進上、解決を早急に図る必要性の高い重点課題」に対応した研究提案との重複加算行わない。

・輸出促進に資する提案

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の制定を受け、海外市場を目指して社会実装するための研究開発を行う提案

・現場ニーズに合致した大学等の研究成果を活用した民間企業からの提案

民間企業等が研究代表機関となり、大学や国立研究開発法人等の研究成果（知的財産等）を活用して、大学発ベンチャーを含む民間企業主導で実用化、商品化等に向けた研究開発を行う提案

- ・農福連携等の推進に資する提案  
「農福連携等推進ビジョン」に関係し、障がい者を雇用する生産現場等の技術開発を実施する提案

## 【項目1：科学的ポイント】

審査項目	審査の視点	審査基準
新規性・先導性・優位性	<p>現行の技術水準や関連分野の研究開発状況を踏まえて、研究内容に科学的意義に対する新規性・独創性があること。</p> <p>また、技術水準が高く類似する研究成果が他方にも存在する場合、先導性・優位性を持つ研究であること。</p>	<p>A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
目標の明確性・達成可能性	<p>目標達成に向けた課題設定が適切で、明確にされていること。</p> <p>研究終了時まで目標の達成が可能であること。</p>	<p>A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
実用化・事業化への発展可能性	<p>研究成果により想定される実用化・事業化の道筋やビジネスモデルが具体的かつ明確であり、実用化・事業化に繋がる可能性が高いこと。</p>	<p>A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
研究計画に対するコストの妥当性	<p>提案内容の予算配分が効率的なものとなっていること。</p> <p>費用対効果の面から研究コストが適切な水準であること。</p> <p>不要な経費（特に人件費、設備備品費や役務費）の計上がないこと。</p>	<p>A：妥当 B：概ね妥当 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：妥当でない</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
研究計画の妥当性	<p>年度毎の研究計画及び目標等は具体的で実現可能であること。</p> <p>各研究項目の研究実施期間が適切であり、項目間のつながりが明確であること。</p>	<p>A：妥当 B：概ね妥当 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：妥当でない</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
研究実施体制	<p>参画機関数や連携が適切であり、また、参画機関の能力に応じた役割分担が適切に行われていること。</p> <p>また、研究代表者や参画研究者のこれまでの業績等から見た、研究遂行能力が適切であること。</p>	<p>A：適切 B：概ね適切 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：適切でない</p> <p>の5段階で評価を行う</p>

農林水産業・食品産業や社会・経済への貢献	農林水産業・食品産業における技術上の諸課題の解決や革新的技術の開発につながる技術シーズを開発する研究であり、社会や経済に貢献できること。	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い の5段階で評価を行う
----------------------	----------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------

(注) 「新規性・先導性・優位性」については、Aは20点、Bは16点、Cは12点、Dは8点、Eは4点とし、その他の審査項目については、Aは10点、Bは8点、Cは6点、Dは4点、Eは2点とし、80点満点で評価点を算出する。

【項目2：行政的ポイント】

審査項目	審査の視点	審査基準
行政的な必要性	「食料・農業・農村基本計画」、「農林水産業・地域の活力創造プラン」、「農業競争力強化プログラム」等を考慮し、行政的にみて、重要性、将来性の観点から必要性があること。 「科学技術基本計画」や「統合イノベーション戦略」、「農林水産研究基本計画」等、国の科学技術政策との整合性があること。	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い の5段階で評価を行う
農林水産業・食品産業への貢献	行政的にみて、研究成果が活用され普及・実用化されることにより、農林水産業・食品産業への貢献が期待できること。 技術的な課題解決や新たな事業の創出につながる成果を生み出すことが期待されること。	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い の5段階で評価を行う

(注) Aは10点、Bは8点、Cは6点、Dは4点、Eは2点とし、20点満点で評価点を算出する。

【加算ポイント1】

項目	加算の視点	基準
「知」の集積と活用場の研究開発プラットフォームからの提案	「知」の集積と活用場の研究開発プラットフォームからの研究課題提案については、「知」の集積と活用場の趣旨に沿った活動実績に関する、以下の点について確認 (1) 「知」の集積と活用場の場産学官連携協議会主催イベントへの参加状況 (2) 研究開発プラットフォーム主催イベント等の実施状況	A：高い B：標準的である C：低い の3段階で確認を行う

(注) Aは10点、Bは5点、Cは1点を加算する。

【加算ポイント2】

項目	加算の視点	基準
「研究ネットワーク」からの提案	<p>「知」の集積と活用場以外からの提案であり、平成28年度補正予算「革新的技術開発・緊急展開事業」のうち「研究ネットワーク事業」で採択された研究ネットワークから立ち上げられた研究グループが、研究ネットワークの中核となる拠点機関の了解を得て応募した提案の場合</p>	<p>該当する場合は、3点を加算する。 (※加算ポイント1との重複加算は行わない。)</p>
若手研究者からの提案	<p>研究グループに参画する研究統括者及び研究分担者の全てが令和2年4月1日時点において、以下の(1)又は(2)のいずれかの条件を満たす研究者であること。 (1) 39歳以下の研究者 (2) 42歳以下の研究者であって、出産・育児・社会人経験等、研究に従事していない期間を提案書に記載し、研究に従事していない期間を差し引くと、39歳以下となること</p>	<p>該当する場合は、5点を加算する。</p>

## 【項目 1：科学的ポイント】

審査項目	審査の視点	審査基準
新規性・先導性・優位性	<p>現行の技術水準や関連分野の研究開発状況を踏まえて、研究内容に科学的意義に対する新規性・独創性があること。</p> <p>また、技術水準が高く類似する研究成果が他方にも存在する場合、先導性・優位性を持つ研究であること。</p>	<p>A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
目標の明確性・達成可能性	<p>目標達成に向けた課題設定が適切で、明確にされていること。</p> <p>研究終了時まで目標の達成が可能であること。</p>	<p>A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
実用化・事業化への発展可能性	<p>研究成果が創出された後の実用化・事業化の道筋やビジネスモデルが具体的かつ明確であり、実用化・事業化に繋がる可能性が高いこと。</p>	<p>A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
研究計画に対するコストの妥当性	<p>提案内容の予算配分が効率的なものとなっていること。</p> <p>費用対効果の面から研究コストが適切な水準であること。</p> <p>不要な経費（特に人件費、設備備品費や役務費）の計上がないこと。</p>	<p>A：妥当 B：概ね妥当 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：妥当でない</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
研究計画の妥当性	<p>年度毎の研究計画及び目標等は具体的で実現可能であること。</p> <p>各研究項目の研究実施期間が適切であり、項目間のつながりが明確であること。</p>	<p>A：妥当 B：概ね妥当 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：妥当でない</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
研究実施体制	<p>参画機関数や連携が適切であり、また、参画機関の能力に応じた役割分担が適切に行われていること。</p> <p>また、研究総括者や参画研究者のこれまでの業績等から見た、研究遂行能力が適切であること。</p>	<p>A：適切 B：概ね適切 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：適切でない</p> <p>の5段階で評価を行う</p>



農林水産業・食品産業や社会・経済への貢献	農林水産業・食品産業における諸課題の解決や、新たな事業の創出につながる成果を生み出し、そのことを通じて社会や経済に貢献できること。	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い の5段階で評価を行う
----------------------	-------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------

(注) Aは10点、Bは8点、Cは6点、Dは4点、Eは2点とし、70点満点で評価点を算出する。

【項目2：行政的ポイント】

審査項目	審査の視点	審査基準
行政的な必要性	「食料・農業・農村基本計画」、「農林水産業・地域の活力創造プラン」、「農業競争力強化プログラム」等を考慮し、行政的にみて、重要性、発展性の観点から必要性があること。 「科学技術基本計画」や「統合イノベーション戦略」、「農林水産研究基本計画」等、国の科学技術政策との整合性があること。	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い の5段階で評価を行う
農林水産業・食品産業への貢献	行政的にみて、研究成果が活用され普及・実用化されることにより、農林水産業・食品産業への貢献が期待できること。 技術的な課題解決や新たな事業や市場の創出につながる成果を生み出すことが期待されること。	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い の5段階で評価を行う

(注) 「行政的な必要性」については、Aは20点、Bは16点、Cは12点、Dは8点、Eは4点とし、その他の審査項目については、Aは10点、Bは8点、Cは6点、Dは4点、Eは2点とし、30点満点で評価点を算出する。

【加算ポイント1】

項目	加算の視点	基準
「知」の集積と活用場の研究開発プラットフォームからの提案	「知」の集積と活用場の研究開発プラットフォームからの研究課題提案については、「知」の集積と活用場の趣旨に沿った活動実績に関する、以下の点について確認 (1) 「知」の集積と活用場の場産学官連携協議会主催イベントへの参加状況 (2) 研究開発プラットフォーム主催イベント等の実施状況	A：高い B：標準的である C：低い の3段階で確認を行う

(注) マッチングファンド方式を適用する場合、Aは10点、Bは5点、Cは1点を加算する。マッチングファンド方式を適用しない場合、Aは5点、Bは3点、Cは1点を加算する。

【加算ポイント2】

項目	加算の視点	基準
「研究ネットワーク」からの提案	<p>「知」の集積と活用場以外からの提案であり、平成28年度補正予算「革新的技術開発・緊急展開事業」のうち「研究ネットワーク事業」で採択された研究ネットワークから立ち上げられた研究グループが、研究ネットワークの中核となる拠点機関の了解を得て応募した提案の場合</p>	<p>該当する場合は、3点を加算する。 (※加算ポイント1との重複加算は行わない。)</p>
若手研究者からの提案	<p>研究グループに参画する研究統括者及び研究分担者の全てが令和2年4月1日時点において、以下の(1)又は(2)のいずれかの条件を満たす研究者であること。 (1) 39歳以下の研究者 (2) 42歳以下の研究者であって、出産・育児・社会人経験等、研究に従事していない期間を提案書に記載し、研究に従事していない期間を差し引くと、39歳以下となること</p>	<p>該当する場合は、5点を加算する。</p>

## 【項目1：科学的ポイント】

審査項目	審査の視点	審査基準
新規性・先導性・優位性	<p>現行の技術水準や関連分野の研究開発状況を踏まえて、研究内容に科学的意義に対する新規性・独創性があること。</p> <p>また、技術水準が高く類似する研究成果が他方にも存在する場合、先導性・優位性を持つ研究であること。</p>	<p>A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
目標の明確性・達成可能性	<p>目標達成に向けた課題設定が適切で、明確にされていること。</p> <p>研究終了時まで目標の達成が可能であること。</p>	<p>A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
実用化・事業化の実現可能性	<p>研究成果が創出された後の実用化・事業化の道筋やビジネスモデルが具体的かつ明確であり、実用化・事業化の実現性が高いこと。</p>	<p>A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
研究計画及び研究計画に対するコストの妥当性	<p>既存の研究成果が有効に活用されており、目的に対する研究方法が的確であるとともに研究実施期間が適切であること。</p> <p>費用対効果の面から研究コストが適切な水準であること。</p> <p>不要な経費（特に人件費、設備備品費や役務費）の計上がないこと。</p>	<p>A：妥当 B：概ね妥当 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：妥当でない</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
研究実施体制	<p>参画機関数や連携が適切であり、また、参画機関の能力に応じた役割分担が適切に行われていること。</p> <p>また、研究総括者や参画研究者のこれまでの業績等から見た、研究遂行能力が適切であること。</p>	<p>A：適切 B：概ね適切 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：適切でない</p> <p>の5段階で評価を行う</p>

農林水産業・食品産業や社会・経済への貢献	農林水産業・食品産業における諸課題の解決や、研究成果が普及した場合の生産者の所得向上等の効果が具体的で、社会・経済へのインパクトが高いこと。	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い の5段階で評価を行う
----------------------	------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------

(注) Aは10点、Bは8点、Cは6点、Dは4点、Eは2点とし、60点満点で評価点を算出する。

【項目2：行政的ポイント】

審査項目	審査の視点	審査基準
行政的な必要性	「食料・農業・農村基本計画」、「農林水産業・地域の活力創造プラン」、「農業競争力強化プログラム」等を考慮し、行政的にみて、重要性の観点から必要性があること。 「科学技術基本計画」や「統合イノベーション戦略」、「農林水産研究基本計画」等、国の科学技術政策との整合性があること。	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い の5段階で評価を行う
生産現場等からの必要性	研究成果が農林水産・食品分野の生産現場、実需者等からのニーズがあること。	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い の5段階で評価を行う
農林水産業・食品産業への貢献	行政的にみて、研究成果が活用され普及・実用化されることにより、農林水産業・食品産業への貢献が期待できること。 技術的な課題解決や新たな事業や市場の創出につながる成果を生み出すことが期待されること。	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い の5段階で評価を行う

(注) 「行政的な必要性」については、Aは20点、Bは16点、Cは12点、Dは8点、Eは4点とし、その他の審査項目については、Aは10点、Bは8点、Cは6点、Dは4点、Eは2点とし、40点満点で評価点を算出する。

【加算ポイント1】

項目	加算の視点	基準
「知」の集積と活用場の研究開発プラットフォームからの提案	「知」の集積と活用場の研究開発プラットフォームからの研究課題提案については、「知」の集積と活用場の趣旨に沿った活動実績に関する、以下の点について確認 (1) 「知」の集積と活用場の産学官連携協議会主催イベントへの参加状況 (2) 研究開発プラットフォーム主催イベント等の実施状況	A：高い B：標準的である C：低い の3段階で確認を行う

(注) マッチングファンド方式を適用する場合、Aは10点、Bは5点、Cは1点を加算する。  
 マッチングファンド方式を適用しない場合、Aは5点、Bは3点、Cは1点を加算する。

【加算ポイント2】

項目	加算の視点	基準
「研究ネットワーク」からの提案	「知」の集積と活用場以外からの提案であり、平成28年度補正予算「革新的技術開発・緊急展開事業」のうち「研究ネットワーク事業」で採択された研究ネットワークから立ち上げられた研究グループが、研究ネットワークの中核となる拠点機関の了解を得て応募した提案の場合	該当する場合は、3点を加算する。 (※加算ポイント1との重複加算は行わない。)
若手研究者からの提案	研究グループに参画する研究統括者及び研究分担者の全てが令和2年4月1日時点において、以下の(1)又は(2)のいずれかの条件を満たす研究者であること。 (1) 39歳以下の研究者 (2) 42歳以下の研究者であって、出産・育児・社会人経験等、研究に従事していない期間を提案書に記載し、研究に従事していない期間を差し引くと、39歳以下となること	該当する場合は、5点を加算する。

## 【項目 1：科学的ポイント 審査基準】

審査項目	審査の視点	審査基準
新規性・先導性・優位性	<p>現行の技術水準や関連分野の研究開発状況を踏まえて、研究内容に科学的意義に対する新規性・独創性があること。</p> <p>技術水準が高く類似する研究成果が他方にも存在する場合、先導性・優位性を持つ研究であること。</p> <p>また、緊急性の観点から必要性のある研究であること。</p>	<p>A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
目標の明確性・達成可能性	<p>目標達成に向けた課題設定が適切で、明確にされていること。</p> <p>研究終了時までには目標の達成が可能であること。</p>	<p>A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
実用化・事業化の実現可能性	<p>研究成果が創出された後の実用化・事業化の道筋やビジネスモデルが具体的かつ明確であり、実用化・事業化の実現性が高いこと。</p>	<p>A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
研究計画及び研究計画に対するコストの妥当性	<p>既存の研究成果が有効に活用されており、目的に対する研究方法が的確であるとともに研究実施期間が適切であること。</p> <p>費用対効果の面から研究コストが適切な水準であること。</p> <p>不要な経費（特に人件費、設備備品費や役務費）の計上がないこと。</p>	<p>A：妥当 B：概ね妥当 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：妥当でない</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
研究実施体制	<p>参画機関数や連携が適切であり、また、参画機関の能力に応じた役割分担が適切に行われていること。</p> <p>また、研究総括者や参画研究者のこれまでの業績等から見た、研究遂行能力が適切であること。</p>	<p>A：適切 B：概ね適切 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：適切でない</p> <p>の5段階で評価を行う</p>

農林水産業・食品産業や社会・経済への貢献	農林水産業・食品産業における諸課題の解決や、研究成果が普及した場合の生産者の所得向上等の効果が具体的で、社会・経済へのインパクトが高いこと。	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い の5段階で評価を行う
----------------------	------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------

(注) Aは10点、Bは8点、Cは6点、Dは4点、Eは2点とし、60点満点で評価点を算出する。

【項目2：行政的ポイント】

審査項目	審査の視点	審査基準
行政的な必要性	行政的にみて、重要性、緊急性の観点から必要性があること。	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い の5段階で評価を行う
生産現場等からの必要性	研究成果が農林水産・食品分野の生産現場、実需者等からのニーズがあること。	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い の5段階で評価を行う
農林水産業・食品産業への貢献	行政的にみて、研究成果が活用され普及・実用化されることにより、農林水産業・食品産業への貢献が期待できること。 技術的な課題解決や新たな事業や市場の創出につながる成果を生み出すことが期待されること。	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い の5段階で評価を行う

(注) 「行政的な必要性」及び「生産現場からの必要性」については、Aは20点、Bは16点、Cは12点、Dは8点、Eは4点とし、その他の審査項目については、Aは10点、Bは8点、Cは6点、Dは4点、Eは2点とし、50点満点で評価点を算出する。

【加算ポイント：参画機関における知的財産への取組】

加算の視点	基準
以下の点について確認 (1)各参画機関における知的財産方針等の知的財産の管理に関する方針の有無 (2)各参画機関における知的財産部門や担当者等の管理体制の有無	知的財産の管理等について、 A：整備できている B：一部未整備である C：未整備である の3段階で確認を行う

(注) Aは5点、Bは3点、Cは0点を加算する。

また、B又はC評価の研究課題が採択候補研究課題となった場合は、全ての参画機関(普及・実用化のみを実施する機関は除く。)が少なくとも知的財産の管理体制が整備されたことを確認した上で、委託契約を締結することとする。